

【入院時の食事療養費の負担額が変わります】

2024 年 6 月 1 日から物価高騰のため、食事療養費の負担額が 1 食 460 円 → 490 円となります。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担分） ※限度額認定証をご提示いただいた場合は下記の通りとなります。			
所得区分		令和 6 年 5 月まで	令和 6 年 6 月から
69 歳までの患者様	70 歳以上の患者様	※全医療機関共通の値上げ金額となります	
区分ア	現役並みⅢ	1 食 460 円 (1 日 3 食 1,380 円)	1 食 490 円 (1 日 3 食 1,470 円)
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1 食 210 円 (1 日 3 食 630 円) ※90 日超の時 1 食 160 円 (1 日 3 食 480 円)	1 食 230 円 (1 日 3 食 690 円) ※90 日超の時 1 食 180 円 (1 日 3 食 540 円)
	低所得Ⅰ	1 食 100 円 (1 日 3 食 300 円)	1 食 110 円 (1 日 3 食 330 円)

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

晴明病院 院長